

『作法集』所収「地鎮々壇合作法」における一、二の問題

別所 弘 淳

一、はじめに

智山伝法院では、平成二七年度より「作法集研究会」という研究会を立ち上げ、その成果を智山伝法院選書『作法集の解説』（仮題）としてまとめるべく活動している。

本稿において取り扱う「地鎮々壇合作法」は、日常的に修される作法ではないが、堂宇等を建立する際には必ず用いられるものであり、東密の建築における重要な作法であるといえる。また後述するように、古来より修されてきた作法であり、伝統的な作法であると評することができる。

しかし、複数の次第を比較してみると、いくつかの特徴的な相違点が見いだされるのである。そこで本稿では、総本山智積院発行の『作法集』巻下に収められている「地鎮々壇合作法」と他の数種の次第とを比較して、その相違点について少しく検証してみたい。

二、地鎮々壇合作法の典拠

そもそも、「地鎮々壇合作法」が如何なる作法なのかといえば、「合作法」とあることから理解される通り、「地鎮法」と「鎮壇法」を合わせた作法のことである。堂宇等を建立する以前に、その土地を結界して鎮める地堅めの法が地鎮法であり、建立の後に土壇を鎮める法が鎮壇法である。尚、一般家屋新築の際の地祭りは土公供といい、屋堅めを鎮宅法という。更に、この鎮宅法を御所等において修する場合は安鎮法と称して、それぞれを区別しているようである。

この地鎮法・鎮壇法について、隆誉（一六五三〜一七一）の『要法授訣鈔』巻中には、

地鎮々壇法、堂塔仏閣禁裏殿閣建立時修法也。中地鎮法、堂塔仏閣等未_レ建已前埋_二鎮物_一作法。鎮壇、建畢未_レ張_二板敷_一已前埋_二輪・楸_一作法也。今此次第、地鎮・鎮壇格別修_レ之作法、丁寧義也。又余、地鎮・鎮壇合行修_レ之也。¹⁾

【和訳】地鎮々壇法とは、堂塔・仏閣、禁裏の殿閣を建立するときの修法である。中の地鎮法とは、堂塔などを建てる以前に鎮物を埋める作法である。鎮壇とは、堂塔などを建立し板敷を張る以前に輪・楸を埋める作法である。今のこの次第は、地鎮と鎮壇とを別々に修する作法であり、丁寧な作法である。他にも、地鎮と鎮壇を合行に修する作法がある。

とある通り、地鎮法・鎮壇法ともに地面に埋納するものが定められ、また「合行法」があることをいいながらも、地鎮法と鎮壇法とを別に修法することが丁寧であるとされている。

この地鎮法・鎮壇法の典拠として、『覚禪鈔』卷九二では『聖無動尊安鎮家国等法』（以下『不動安鎮儀軌』）・『一髻尊陀羅尼經』を挙げている。⁽²⁾『不動安鎮儀軌』には、鎮所に穴を掘って輪を敷き、その中央に楯を立てて槌で千八十遍叩いて加持し、七宝・五穀を埋める儀礼が説かれている。⁽³⁾

また『一髻尊陀羅尼經』には、七日作壇法の四日目の儀礼として、

次第四日、用^二牛糞香泥^一塗^二其地^一竟、次將^二神線^一四方八肘一匝挽^レ之、四角下^レ点。更以^二神線^一從^二東北角^一至^二西南角^一、從^二東南角^一至^二西北角^一交叉挽^レ之、其線又中下^レ点、掘^レ地深一磔許、埋^三著五宝并及五穀^一。其五宝者、……（中略）……言^二五穀^一者、……（中略）……以^二一片絹^一共裹^二宝・穀^一、以^二五色線^一繫^レ絹埋^レ之。其五色線一頭出^レ地長五指許。此宝物等永不^レ得^レ出^レ。⁽⁴⁾

【和訳】次に第四日に、牛糞香泥をその地に塗り、次に神線で一辺八肘の方形を墨打ちして四角に点を打て。更に神線を東北の角から西南の角、東南の角から西北の角に交差するように墨打ちし、その線の交わるころ（中央）に点を打ち、その地を一磔ばかり掘って、五宝と五穀を埋めよ。五宝とは、……（中略）……。五穀とは、……（中略）……。一片の絹で五宝・五穀を共に包み、五色糸で絹を結んでこれを埋めるのである。五色糸のひと端を五指ばかり地に出せ。この宝物等は永く掘り出してはいけない。

と説かれ、鎮所の中央に絹で包んだ五宝・五穀を埋めることが指示されている。ただし、この『一髻尊陀羅尼經』の記述は、『陀羅尼集經』卷四の記述⁽⁵⁾と同じであるため、典拠としては『一髻尊陀羅尼經』よりも『陀羅尼集經』を挙げた方が適切であると思われる。『一髻尊陀羅尼經』を敢えて典拠とした理由は不明であるが、『一髻尊陀羅尼經』が空海(七七四〜八三五)の請来であることが影響していると推測することができよう。

また、『陀羅尼集經』卷一二においても、七日作壇法の三日目の儀礼として、四角・中央に点を打ち中央に穴を掘り、絹片をもって七宝・五穀を包んで五色線で結んでその穴に埋めるよう指示されている。

この儀礼と上述の『陀羅尼集經』卷四との記述は、第三日目・第四日目の相違、五宝・七宝の相違はあるものの、ほぼ同じ儀礼であるとみることができ⁽⁶⁾。しかし、この五宝と七宝の違いは、日本における修法の重要な相違として表れることになる。すなわち、『覺禪鈔』卷九二には、支度物として「五宝 金・銀・真珠・頗梨・商佉⁽⁷⁾」との指示がされ、一方『阿婆縛抄』卷一七三では「五宝 金一分・銀一分・真珠三粒・頗梨・水精⁽⁸⁾」とあるように、「五宝」とされながらも七宝を用いるように指示されている。つまり、東密の『覺禪鈔』では五宝が、台密の『阿婆縛抄』では七宝が用いられるのである。

尚、この五宝・七宝について更に一言付しておくならば、森郁夫氏の先行研究には、東密では五宝や五穀等を瓶に入れて埋め、それに対し台密では、七宝等を絹片に包んで埋めることがその相違として指摘されている⁽⁹⁾。確かに東密では、『覺禪鈔』のみならず、醍醐第一七世座主実運(一一〇五〜一一六〇)の『諸尊要抄』や元海(一〇九三〜一一五六)の『厚造紙』においても、五宝等を瓶に入れることが指示されている。しかし、台密の著作である『阿婆縛抄』卷一七三にも、支度物に「銅瓶一口⁽¹⁰⁾」という記載があり、また「經王記云、又儲⁽¹¹⁾五宝・五葉・五香・五穀、各納⁽¹²⁾如⁽¹³⁾瓶物⁽¹⁴⁾。」⁽¹⁵⁾【和訳】第四十一世天台座主賢運(一〇二七〜一一二二)⁽¹⁶⁾の『經王記』には、

五宝・五葉・五香・五穀をそなえてそれぞれを瓶の如きものに納める。」と説かれている。更に尊円親王（一二九八〜一三五六）の『門葉記』卷二九には、穴に輪・楸を入れた後の作法として、「次、取^二七宝^一散^二於輪上^一」（和訳）次に七宝を取つて輪の上に散ずる」とあるように、台密においても、瓶に納める作法や、絹片で包むことなぐ散じる作法がみられるため、瓶に納める、絹片で包むことを東密・台密の相違と断定することはできないであろう。¹⁴

また、森雅秀氏の『マンダラの密教儀礼¹⁵』では、アバヤーカーラ Gupta (Abhayakaragupta) の名著、『ヴァジユラーヴァリー (Vajravali・金剛の環) と名づけるマンダラ儀軌書』におけるマンダラをつくる儀礼の中に、土地を支配するとされるヴァーストナーガ (vāstunāga・家屋の龍) の右脇の下から距離一ダンダ離れたところに穴を掘って土の中の不純物を取り除いて土地を浄化し、土地の中央に五宝・五葉・五穀を埋納して、キーラ（漢訳では「楸」）を用いて土地を結界する儀礼が紹介されているが、これも日本における地鎮法・鎮壇法と密接な関係にある儀礼といえるであろう。

三、地鎮法・鎮壇法と地鎮々壇合作法

それでは、既に簡略に触れてしまったが、地鎮法・鎮壇法と地鎮々壇合作法が具体的にどのような異なるのか検討していきたい。まず地鎮法と鎮壇法の相違とは、上述したごとく、堂塔仏閣などを建立する以前に修する作法が地鎮法であり、堂塔仏閣等建立以後、板敷を張る以前に修する作法が鎮壇法である。また、これを個別に行うことが丁寧であるが、地鎮法・鎮壇法を合わせて行ずる「合行の作法」があることも既に指摘した通りである。では、地鎮法と鎮壇法が具体的にどのような異なるのかといえば、『諸尊要抄』卷一五には、小野の仁海（九

五二一〇四六の伝として、以下のように記されている。

地鎮口伝云小野記、不レ築壇以前修レ之。金剛賢瓶一口五寸入二五宝等一覆レ蓋、以二五色糸一結レ之。誦二大日真言一并地天真言一、然後埋二之於本地一。以二五色玉一埋二于地四方一。五穀粥二桶、以二甘露法味真言一加レ持之。一桶沃二壇外一、一桶沃二牆外四至一。即乞二請地於諸神地主一也。二桶若不レ足者、可レ及二三桶一。云云。

鎮壇口伝云小野記、次築壇建壇之後修レ之。輪八枚・楸八本埋二壇八方一。輪中央穿レ穴入二楸峯一令レ戴立レ楸埋レ之也。先自二東方一可レ埋レ之。各隨二本方一誦二八方天真言一可レ埋レ之。五穀粥二桶沃レ之鎮壇共用之。已上前後兩度修二地鎮・鎮壇一之儀也。所謂地鎮埋二瓶及玉一不レ用二輪・楸一、鎮壇埋二輪・楸一不レ埋二瓶・玉等一也。若前不レ修二地鎮一、造二畢堂舍一之後、一度行二鎮壇一者、金銅瓶埋二壇中心一、輪・楸可レ埋二八方一。玉不レ埋レ之。云云。近代多者、別不レ修二地鎮一一度行レ之。云云。

【和訳】地鎮の口伝（仁海の伝）に云うには、壇を築く以前に地鎮を修法する。五寸の金剛賢瓶一口に五宝等を入れて蓋を覆い、五色糸でこれを結ぶ。大日の真言、地天の真言を誦し、その後にこれを本地に埋める。また五色の玉を地の四方に埋める。五穀粥二桶を、甘露法味の真言で加持する。一桶は壇の外にそそぎ、一桶は境界の外の四方にそそぐ。即ち地を諸神・地主に請うのである。二桶で足りないならば、三桶に及ぶべきである。

鎮壇の口伝（仁海の伝）に云うには、次に壇を築いて堂を建てた後に鎮壇を修法する。輪八枚・楸八本を壇の八方に埋める。輪の中央に穴をあけて楸峯を入れて（輪を）のせ、楸を立ててこれを埋めるのである。ま

ず東方よりこれを埋めるべきである。それぞれその方角に随つて八方天の真言を誦してこれを埋めるべきである。五穀粥二桶をそそぐ（作法は前の地鎮の通りである。粥は地鎮・鎮壇に共に用いる。）以上が壇を築く前後の両度において地鎮・鎮壇を修法する儀である。いわゆる地鎮には瓶及び玉を埋めて輪・楸は用いない。鎮壇には輪・楸を埋めて瓶・玉等は埋めない。もし壇を築く前に地鎮を修法せず、堂舎を建てた後に一度に鎮壇を行ずるのであれば、金銅瓶を壇の中心に埋め、輪・楸を八方に埋めるのである。玉は埋めない。近代の多くは、別に地鎮を修法せず、一度にこれを行じている。

このように仁海の伝によれば、地鎮法では賢瓶・五色玉、鎮壇法では輪・楸を埋めることが、その相違として指摘され、もし合行に修する場合は、瓶・輪・楸を埋めて五色玉は用いないことが説かれている。また、仁海の在世時には既に、「丁寧の義」とされる地鎮法と鎮壇法を格別に修する作法よりも、「地鎮々壇合作法」が修されるケースが多いと指摘されている。森郁夫氏の論考には「地鎮・鎮壇供養事例一覧表」が付属されているが、この表には五色玉が埋納された事例を見ることができなかった。すなわち、現行の『作法集』に収められている「地鎮々壇合作法」は、省略されたものであり「丁寧の義」ではないが、仁海の時世以前より伝わる伝統的な修法であると理解されるのである。

またこの埋納物は、『要法授訣鈔』巻中に、

修_二此法_一無_レ催_二助衆_一、唯具_三入堂弟子一人・承仕二人_二。是為_レ〔供〕_下散念誦間埋_二鎮物_一五穀粥_上役人也。⁽²⁰⁾

【和訳】この法を修するにあたっては助衆なく、ただ弟子一人と承仕二人のみを具す。これは散念誦の間に鎮物を埋めて五穀粥を供するための役人である。

とあるように、修法の「散念誦」の間に埋納物を埋めると説かれている。また、この修法の前方便として『要法授訣鈔』巻中には、

先方便、大途十八道構也。或金界成身構可_レ修也。法、地天法也。是祭_二地天_一請_レ地故_(癸21)。

【和訳】まず前方便は概ね十八道の構えである。或いは金剛界成身会の構えで修法するべきである。法は地天の法である。これは地天を祀って地を請うためである。

とある通り、十八道或いは金剛界成身会の構えで修法することが説かれている。

四、各次第における修法の比較

それでは、実際に数種の次第を現行の『作法集』と比較してみたい。ただし、現行『作法集』は、前方便が説かれるのみで、埋納の作法が説かれていないため、前方便のみを比較することとする。

使用した次第

『作法集』所収「地鎮々壇合作法」における一、二の問題

		現行『作法集』		昭和三年版『作法集』		『厚造紙』・『秘鈔』		『覚禪鈔』	
壇前普礼	壇前普礼	壇前普礼	壇前普礼	壇前普礼	壇前普礼	壇前普礼	壇前普礼	壇前普礼	壇前普礼
着座普礼	着座普礼	着座普礼	着座普礼	着座普礼	着座普礼	着座普礼	着座普礼	着座普礼	着座普礼
塗香	塗香	塗香	塗香	塗香	塗香	塗香三部被甲等	塗香	塗香	塗香
三密観	三密	三密	三密	三密	三密				
浄三業	浄三業	浄三業	浄三業	浄三業	浄三業		浄三業	浄三業	浄三業
三部	三部	三部	三部	三部	三部		三部	三部	三部
被甲護身	被甲	被甲	被甲	被甲	被甲		被甲	被甲	被甲
加持香水	加持香水	加持香水	加持香水	加持香水	加持香水		加持香水	加持香水	加持香水

・現行『作法集』（総本山智積院・一九六六）
 ・昭和三年版『作法集』（総本山智積院・一九五六）
 ・元海『厚造紙』（大正七八・二七八頁中～二七九頁中）
 ・勝賢・守覚『秘鈔』（総本山智積院・二〇〇一）
 ・覚禪『覚禪鈔』（大正図像五・三五二頁上～三五八頁中）
 ※現行『作法集』は、昭和三年版『作法集』を改訂再版したものである。
 ※『厚造紙』と『秘鈔』は全く同じ次第であったため、まとめて示した。

大金剛輪	勝願	普供養印明三力	五大願	發願	三昧耶	發菩提心	五悔	祈願	神分	表白		普礼	金剛起	觀仏	らん字觀	加持供物
大金剛輪	勝願	普供養三力	五大願	發願	三昧耶	發菩提心	五悔	祈願	神分	表白		普礼	金剛起	觀仏	ラン字觀	加持供物
大金剛輪	勝願		五大願等	發願			五悔		神分	表白			金剛起	觀仏	覽字觀	加持供物
		誦普供養三力偈	五大願	勸請			五悔		神分	表白	祭文				ラン字觀	加持供物

『作法集』所収「地鎮々壇作法」における一、二の問題

拍掌	四明	召請	請車路	送車輅	小金剛輪	大虚空蔵	道場観		持地	灑浄	作壇	地神持次第	勧請地神	驚発地神偈	四方結	金剛楸
拍掌	四明	召請	請車輅	送車輅	小金剛輪	大虚空蔵	道場観	金剛部三昧耶	持地	灑浄	作壇	地神持次第	勧請地神	地神偈	四方結	地結
拍掌	四明	勧請	請車	送車	小金剛輪	大虚空蔵	道場観	金剛部印明	持地	灑浄	作壇	地神持次第		驚発地神	四方結	地結
		大鈎召	請車輅	送車輅		大虚空蔵	道場観	金剛部三昧耶	地持	灑浄	作壇	地神持次第	勧請地神	誦地神偈	四方結	地結

普供養三力	讚 四智 不動 天竜八部			事供 理供 五供	振鈴	荷葉座	花座	闍伽	大三昧耶	火院	虛空網	結界
普供養三力	讚 四智 不動 或天竜八部			事供 理供 五供	振鈴	荷葉座	花座	闍伽	大三昧耶	火院	虛空網	結界
普供養	讚			五供養	振鈴		花座	闍伽	大三昧耶	火院	虛空網	結界
普供養三力偈	讚 諸天	開地獄門及咽喉印	召請印	現供 五供印明	振鈴	荷葉座		闍伽				

『作法集』所収「地鎮々壇合作法」における一、二の問題

	地天	<p>本尊加持 大日印明 不動印明 根本印火界呪 劍印慈救呪</p>	<p>字輪觀 五大</p>	<p>本尊加持（前の如し）</p>	<p>正念誦（地天呪）</p>	<p>地天印 劍印慈救呪 独鈷印火界呪 不動</p>	<p>本尊加持</p>	<p>入我々入</p>	<p>礼仏</p>	<p>祈願</p>
八方天（或略之）	地天	<p>本尊加持 大日（胎） 不動印明 根本印火界呪 劍印慈救呪</p>	<p>字輪觀 カン字 若五大</p>	<p>本尊加持（如前）</p>	<p>正念誦（慈救呪）</p>	<p>地天 劍印慈救呪 独鈷印火界呪 不動</p>	<p>本尊加持</p>	<p>入我々入</p>	<p>礼仏</p>	<p>祈願</p>
八方天（或略之）	地天	<p>不動明王印真言</p>								
		<p>本尊加持（如上）</p>	<p>字輪觀 五大</p>	<p>本尊加持（如上）</p>	<p>正念誦（地天）</p>	<p>地天真言</p>	<p>本尊加持</p>		<p>礼仏</p>	<p>祈願</p>

<p>閻伽</p>	<p>後供養 理供 事供</p>	<p>散念誦 仏眼 大日胎 不動</p> <p>地天 八方天 仏慈護 法施 心經 尊勝陀羅尼</p> <p>大金剛輪 一字金輪 般若無尽蔵</p>	<p>仏眼印言</p>
<p>閻伽</p>	<p>後供養 理供 事供</p>	<p>散念誦 仏眼 大日胎 不動 馬頭 金剛部三昧耶 地天 八方天 仏慈護 法施 心經 尊勝陀羅尼</p> <p>大金剛輪 一字金輪 般若無尽蔵</p>	<p>仏眼印言</p>
	<p>後供養</p>	<p>散念誦 ① 仏眼 ② 大日 ④ 不動 ⑤ 馬頭 ⑥ 金剛部明 ⑦ 地天 ⑧ 八方天 ③ 仏慈護 ⑨ 法施</p> <p>尊勝陀羅尼 三昧耶戒真言 宝号等</p>	
	<p>後供養 理供 事供</p>	<p>散念誦 ① 仏眼 ② 大日 ③ 不動</p> <p>④ 本尊（地天） ⑤ 八方天真言</p> <p>⑥ 尊勝陀羅尼</p> <p>⑦ 一字金輪</p>	

『作法集』所収「地鎮々壇合作法」における一、二の問題

普礼	三部被甲等	撥遣	解界		廻向	礼仏	祈願	普供養三方	讚	後鈴
普礼	三部被甲	撥遣	解界		廻向	礼仏	祈願	普供養三方	讚	後鈴
		撥遣			廻向	礼仏			讚	後鈴
		撥遣	解界	廻向方便	廻向	礼仏	祈願	普供養三方偈	讚	

この表を見てみると、まず現行『作法集』と昭和三二年版『作法集』は、ほぼ同じ作法であるということがで
 きる。しかし後述するように、いくつか相違する点もみられる。また、現行『作法集』と『厚造紙』・『秘鈔』、『覚
 禅鈔』を比較してみると、『厚造紙』・『秘鈔』・『覚禅鈔』では、現行の次第に挙げられる作法がしばしば抜けて
 いる―例えば『覚禅鈔』の「四明」→「大三昧耶」、『厚造紙』・『秘鈔』の「祈願」→「字輪観」―ことが理解さ
 れるが、これが表記として省略されただけで実際には修されていたのか、そもそも修されていないのかは判
 然としない。

それでは、以下に特徴的な相違を指摘してみたい。

- ・『覚禪鈔』にのみ「祭文」が説かれる。
- ・『厚造紙』・『秘鈔』にのみ「勸請地神」が説かれない。
- ・現行『作法集』のみ「金剛部三昧耶（金剛部印明）」が説かれない。
- ・『覚禪鈔』にのみ「召請印」・「開地獄門及咽喉印」が説かれる。
- ・昭和三二年版『作法集』は「正念誦」において「慈救呪」を唱え、現行『作法集』、『覚禪鈔』では「地天呪」を唱えている。

まず『覚禪鈔』にのみ「祭文」があることについては、現行『作法集』・昭和三一年版『作法集』に「口云表白次に祭文あるべし」とされることから、ここに「祭文」を設けることが口伝として伝わっていたことが理解される。また、『要法授訣鈔』巻中には、

此法、大途不_レ用_二祭文_一。尔古禁裏或公家宮建時、修_二此法_一有_下施主作_二祭文_一、述_二諸願意趣_一送_中阿闍梨_上。是以若有_二祭文_一表白次可_レ読也。²⁴⁾

【和訳】この法では多くの場合に祭文を用いない。しかしながら、古くは禁裏や公家の宮造の時に、この法を修法するに、施主が祭文を作って諸願の意向を述べて、それを阿闍梨に送ることがあった。これにより、

もし祭文がある場合には表白の次に読むべきである。

とあるように、主に禁裏・公家の营造の際に祭文が用いられていたようである。

次に、『厚造紙』・『秘鈔』にのみ「勸請地神」が説かれないことについて検討してみたい。そもそも、この勸請地神は、胎藏法に「作壇の儀礼」のひとつとして説かれる作法であり、『厚造紙』・『秘鈔』以外の次第には、「驚発地神偈」・「勸請地神」・「地神持次第」・「作壇」・「灑浄」・「地持」と、作壇の儀礼が説かれている。この作壇の儀礼は、まず驚発地神偈・勸請地神により土地の地神を驚発し勸請して、地神持次第によってその土地を加持する。そして作壇により壇を築き、灑浄・持地により壇を浄め堅固に保つのである。

『厚造紙』・『秘鈔』に勸請地神が説かれていない理由を確定することは困難であるが、胎藏法の次第が説かれる『青龍軌』巻上には勸請地神の作法が説かれていない²⁶。また、教舞（？～一二六四？）の『胎藏界口伝鈔』巻上には、「常喜院云、次勸請地神諸軌未^レ見^レ之。」²⁷と、常喜院心覚（二一一七～一一八〇）の伝として、諸々の儀軌に勸請地神が説かれていないことが指摘されている。したがって、胎藏法のうち、勸請地神が説かれない次第を参考にして、『厚造紙』・『秘鈔』に記された次第が編纂された可能性を指摘することは可能であろう。

次に、現行『作法集』にのみ「金剛部三昧耶（金剛部印明）」が説かれないことについて検討してみたい。まず、この金剛部三昧耶（金剛部印明）が如何なる印・真言なのかといえ、昭和三十一年版『作法集』には、「次金剛部三昧耶」²⁸、『厚造紙』・『秘鈔』には「金剛部印明」²⁹とのみ記され、印・真言についての記載はない。しかし、『覺禪鈔』巻九二には以下のように説かれている。

次金剛部三昧耶。二手、左覆、右仰、合_レ背相著。以_二右大指_一又_二左小指_一、以_二右小指_一又_二左大指_一。中間六指博著_二手腕_一、如_二三鈷杵形_一。結印已、想_二金剛藏菩薩相好威光、并無量執金剛眷屬圍繞_一。誦_二真言_一順逆此印旋轉_{云々}。

真言曰

唵嚩日盧_合引納波_合縛耶娑縛_合引賀_合②③

【和訳】次に金剛部三昧耶。二手、左は覆い、右は仰ぎ、背を合わせてつけよ。右の大指で左の小指を交え、右の小指で左の大指を交えよ。中間の六指は広げて手腕につけ、三鈷杵の形の如くせよ。印を結び終わったら、金剛藏菩薩の相好威光、無量の執金剛眷属の圍繞することを観想せよ。真言を誦し順逆にこの印を旋轉せよ。

真言に曰く、オンバゾロドハンバヤソワカ

また、川崎大師教学研究研究所蔵の道範作とされる次第、『地鎮祭文_并札次第』においても、「次金剛部三昧耶_{如常護身法第四也}」⁽³¹⁾と説かれているように、この金剛部三昧耶の印・真言は、護身法における「金剛部三昧耶」と同じである。

一方で、『要法授訣鈔』巻中には、

金剛部三昧耶 金界金剛部心三昧耶印言也。内縛立_二左大指_一。唵嚩日羅○地力迦○娑縛賀_合②

【和訳】金剛部三昧耶 金剛界の金剛部心三昧耶の印・真言である。内縛して左の大指を立てよ。オンバザラチリキヤソワカ

と、金剛界法の金剛部心三昧耶の印・真言を用いると説かれ、『覚禪鈔』等とは相違しているのである。また、動潮（一七〇九〜一七九五）『三宝院流洞泉相承口決』巻一には、

金剛部印明 金剛界金剛部三昧耶印明也。此金剛持遍礼印故用^レ之。真言、*オンバザラチリキヤソワカ*⁽³³⁾

【和訳】金剛部印明 金剛界金剛部三昧耶の印明である。これは金剛持遍礼の印である故にこれを用いるのである。真言、オンバザラチリキヤソワカ

と、『要法授訣鈔』と同じ真言が説かれているが、その一方で「金剛持遍礼印」ともある。この金剛持遍礼印は、金剛界法において、一切如来を礼拝する作法として説かれるものであり、真言「オン バザラビツ オン サラバタタギヤタキヤヤバキシツタバザラバンダナンキャロミ オン バザラビツ」を唱え、護身法の金剛部三昧耶印を結び、垂帯・舞儀・金剛合掌の所作を行う作法である。この作法では護身法の金剛部三昧耶印を用いることから、動潮は、地鎮々壇作法における金剛部三昧耶の印相を、護身法に用いる三鈷杵の印であると想定していたと考えられる。すなわち、『要法授訣鈔』と真言は同じであるが、印相が異なっていると考えられるのである。

この金剛部三昧耶の印・真言がなぜ相違しているのかは不明であるが、高井観海氏・布施浄慧氏は、共に『要法授訣鈔』の記述を支持している³⁴⁾。また、この金剛部三昧耶の作法が、現行の『作法集』にのみ説かれていない理由も不明であるが、川崎大師教学研究研究所蔵の『鎮壇法地鎮々壇合行法』³⁵⁾には、

異本、勧請地神前地神偈加也如何。但地神偈加本、末金剛三昧マヤ無レ之³⁶⁾。

【和訳】異本に、勧請地神の前に地神偈を加えることあるのは如何なることか。但し、地神偈を加えた本には、末の金剛部三昧耶がない。

と説かれている。この『鎮壇法地鎮々壇合行法』の次第が、書写年代や何れの流派の次第であるのかを判別することができないが、この次第の記述によれば、次の三種の次第が存在することになるであろう。

地神偈（驚発地神偈）	——	地神偈（驚発地神偈）
勧請地神	勧請地神	勧請地神
地神持次第	地神持次第	地神持次第
作壇	作壇	作壇
灑浄	灑浄	灑浄
地持	地持	地持
金剛部三昧耶	金剛部三昧耶	——

表の上段は、昭和三二年版『作法集』の他、多くの次第に記載されている作法である。中段は、『鎮壇法』地鎮々壇合行法』において「異本」と呼称される次第であり、下段は、『鎮壇法』地鎮々壇合行法』において参照したとされる、「地神偈を加えた本」の次第である。

これによれば、下段に示した次第は、この七つの作法に関しては現行『作法集』と全く同じ構成であるといえる。現行『作法集』を用いて行われた伝授の中には、「次第に金剛部三昧耶がなくとも、地持の後に金剛部三昧耶を加えるべき」との伝もあつたようであるが、現行『作法集』以外にも金剛部三昧耶の作法が説かれていない次第が存在したということである。

次に、『覺禪鈔』にのみ「召請印」・「開地獄門及咽喉印」が説かれることについて検討してみたい。まず、この二つが如何なる作法なのかといえは、『覺禪鈔』卷九二には以下のように示されている。

次召請印 右手大中面捻、余三相去少曲。

呪曰無辰如雲集、以大藍願誦七返 歩引歩利迦利跢利怛他藥多耶

次開地獄門及咽喉印 左手執二食器一、右手彈指。大頭捻余三指開立少曲。

呪曰 歩引歩々帝里迦「里」多里怛他藥多耶

或師云、飯仏供取二右手一居用二此印言一云々36

【和訳】次に召請印 右手の中指・中指の面を捻し、余の三指は離して少し曲げる。

呪にいわく（無尽に雲集するが如く、大悲の願をもって誦すること七返）、ノウボウボホリキヤリタリタタ

ギヤタヤ

次に開地獄門及咽喉印 左手に食器をとり、右手弾指す。大指・頭指捻して余の三指は開き立て少し曲げる。呪にいわく、オンボホテイリキヤ「リ」タリタタギヤタヤある師が言うには、飯仏供を右手に取り居してこの印・真言を用いると。

この真言は、施餓鬼法で用いられる「普集餓鬼印」・「開咽喉印」の真言であり、施餓鬼法では普集餓鬼印によって餓鬼を招き集め、開咽喉印によって餓鬼の喉を開く作法として説かれている。一方、地鎮々壇作法における召請印は、『要法授訣鈔』巻中に、

次召請印 本尊召請印明、先既有「大鉤召」故、今眷属召請也。……（中略）……無尽如雲等、是述「地天眷属如」雲来集儀也。

【和訳】次に召請印。本尊（地天）を召請する印明は、先に既に「大鉤召」があるため、今ここでは眷属を召請するのである。……（中略）……〔「覚禪鈔」の〕「無尽如雲」等とは、地天の眷属が雲の如く来集することを述べているのである。

と、先に修した大鉤召によって地天を召請し、この召請印によって地天の眷属を召請すると説かれている。

また、「開地獄門及咽喉印」の印相については、施餓鬼法では「五指をのべて大指と中指を捻し、大指中指で

「弾指する」とされるが、『覚禪鈔』では「大指と頭指で弾指する」とあり相違している。これについても『要法授訣鈔』巻中に、「以^二大指^一摺^レ風指側^一而弾指也。施餓鬼時大・中スルト同也。」(和訳)大指で風指のはしを摺って弾指する。施餓鬼の時の大指と中指を摺るのと同じである。)と説かれ、印相は異なるが同じ目的で修されることが理解されるのである。

次に、昭和三一年版『作法集』と現行『作法集』・『覚禪鈔』とでは、「正念誦」において用いる真言が相違することについて検討してみたい。この相違は、本尊とする尊格が異なることを示しているのであり、重要な相違であると指摘することができるであろう。すなわち、現行『作法集』・『覚禪鈔』では地天を本尊としているが、昭和三二年版『作法集』では不動明王を本尊としているのである。尚、『要法授訣鈔』巻中には、「法、地天法也。是祭^二地天^一請^レ地故。」³⁹⁾と説かれることから、『要法授訣鈔』では地天を本尊としていたことが理解される。

また、この本尊の相違は、「道場観」や「字輪観」における観想にも表れている。まず、『覚禪鈔』巻九二の道場観では、以下のように観想している。

結^二如来拳印^一。観、壇上有^二毘字^一、變成^二荷葉座^一。座上有^二毘字^一、變成^レ鉢。鉢變成^二地天^一。⁴⁰⁾

【和訳】如来拳印を結ぶ。観ぜよ、壇上に阿克字があり、変じて荷葉座となる。その座の上にピリ字があり、変じて鉢となる。その鉢が変じて地天となる。

このように、『覚禪鈔』では、本尊を明確に地天と定めていることが理解される。一方で、昭和三二年版『作

法集』では、以下の道場観の観想が説かれている。

壇中有「瑟瑟々座」。座上有「ウン字」、反成「不動明王」。四臂具足。其前有「荷葉座」。座上有「ピリ字」、反成「賢瓶」。瓶反成「地天」⁴¹。

【和訳】壇の中に瑟瑟々座がある。その座の上にウン字があり、変じて不動明王となる。四臂を具足している。その前に荷葉座がある。その座の上にピリ字があり、変じて賢瓶となる。その瓶が変じて地天となる。

このように、昭和三十一年版『作法集』では、まず四臂の不動明王を観想し、その不動明王の前面に地天を観想しているのである。すなわち、道場観において不動明王を観想することの有無が本尊の相違に繋がると考えられるのである。

ただし、現行『作法集』の道場観は、昭和三十一年版『作法集』と全く同じである。これは、現行『作法集』が昭和三十一年版の改訂再版であるため、昭和三十一年版の文言を、現行『作法集』が踏襲したことによるものと考えられる。したがって、昭和三十一年版と現行の『作法集』では、道場観における観想は同じであるが、観想した不動明王と地天のどちらを本尊とするかが相違しているのである。尚、ここで観想する不動明王は「四臂具足」とあるが如く、四臂の不動明王である。これは上述した地鎮法の典拠、『不動安鎮儀軌』⁴²に説かれる不動明王が四臂であることが由来であると考えられる。

また、「字輪観」についても、現行『作法集』・『覚禅鈔』では「五大」、すなわち、「ア・バ・ラ・カ・キヤ」

の五字を観想すると説かれているが、昭和三二年版『作法集』では「字輪観」において「カン字 若五大⁽⁴³⁾」とあるように、「カン字」を観想することも記されているのであり、本尊が相違することによって、字輪観において観想する梵字も相違するのである。

五、結語

以上、現行『作法集』所収の「地鎮々壇合作法」と他の次第とを比較し、その相違点について聊か検討を加えてきたが、これによって、それぞれの次第において説かれる作法が異なっていることを確認することができた。特に現行『作法集』と昭和三二年版『作法集』とは、次第の変化こそ少ないものの、発行年が一〇年しか変わらないにもかかわらず、本尊として立てる尊格まで異なっているのである。また「金剛部三昧耶」のように、作法（印・真言）が異なるものも見受けられる。

また、本稿では問題が繁雑になってしまったため比較・検討しなかったが、『覚禪鈔』卷九二には「地鎮法」において用いられる「五色玉」について、「小野説、埋^三加五色玉⁽⁴⁴⁾」、広沢伝、五色石⁽⁴⁵⁾」（和訳）小野流の説では加えて五色玉を埋め、広沢流の伝では五色石である。）とあり、また『伝流抄』卷一〇の金剛部三昧耶の次第において、

次金剛部三昧耶印言。順逆旋轉也。

或金剛部三昧耶印言。帰命僉達羅尼怛羅莎訶⁽⁴⁶⁾

持印言也。

【和訳】次金剛部三昧耶の印言。順逆に旋轉するなり。

或いは金剛部三昧耶の印を用う。帰命ゲンタランヂタラソワカ（これは胎藏法の持地菩薩の印言である。）

と説かれているように、伝法院流の次第においては、金剛部三昧耶の印相・真言に胎藏法の持地菩薩の印言を用いるように指示されている。したがって、小野と広沢における作法にも相違がみられるのである。この小野・広沢の次第の相違については、今後、更に詳細な検討が必要であろう。

それでは、これらのことから何を讀み取ることができるのであるのか。現今、「事相」や「伝授」と聞くと、「阿闍梨から弟子へと伝えられたことを、そのまゝ、次の弟子へ伝える」ものであるとの認識が多いように思われる。確かに、この方法によって、現在に至るまで密教の修法が連綿と伝わっていることは事実であるし、阿闍梨の伝は当然尊重されるべきである。しかし周知の通り、東密には多くの流派が存在し、それぞれの流派によって作法が異なっているのであり、また幸心流においても、昭和三十一年から昭和四十一年の一〇年の間に『作法集』が改変され、異なる次第が示されているのである。すなわち、事相とは伝統を重んじながらも変化するものなのである。

註

- (1) 『要法授訣鈔』卷中(吉祥院所藏写本・一四丁右)
- (2) 『覚禪鈔』卷九二(大正図像五・三三二頁下)
- (3) 『不動安鎮儀軌』(大正二一・二八頁下)
- (4) 『一髻尊陀羅尼經』(大正二〇・四八六頁中下)
- (5) 『陀羅尼集經』卷四(大正一八・八一四頁上)
- (6) 『陀羅尼集經』における七日作壇法については、駒井信勝『陀羅尼集經』における灌頂儀礼をめぐって(『智山学報』六〇・二〇一)に詳しい。
- (7) 『覚禪鈔』卷九二(大正図像五・五五二頁中)
- (8) 『阿婆縛抄』卷一七三(大正図像九・五五九頁上)
- (9) 森郁夫「寺院の地鎮・鎮壇」(『日本の美術』五四一)所収、至文堂・二〇一、八六頁)
- (10) 『阿婆縛抄』卷一七三(大正図像九・五五九頁上)
- (11) 『阿婆縛抄』卷一七三(大正図像九・五五九頁下)
- (12) 賢暹の生没年については、『天台座主記』(第一書房・一九七三、八六頁)に、「天永三年_{天正}十二月三日入滅_{至八十四}」とあることから換算した。
- (13) 『門葉記』卷二九(大正図像一一・七〇二頁下)
- (14) 尚、森郁夫氏は五宝・七宝の埋納法以外にも、輪・楸の埋納法の東密・台密における相違も指摘している。森氏はその相違として、東密では地に楸を刺してその上に輪を置き、台密では輪を置いた上に楸を立てることを挙げている。ただし、『三宝院流洞泉相承口決』卷一一(真全三三三・三三三
- 七頁上)には、
- 穴底置_レ輪等、此有二説_一。一先立_レ楸、其上安_レ輪也。
一先下置_レ輪、其上立_レ楸也。或記義後説、本文前説也。
- 【和訳】穴底に輪を置くこと等について二説ある。一つは、先に楸を立ててその上に輪を置く。もう一つは、先に下に輪を置いてその上に楸を立てる。或る記の義には後ろの説、本文では前の説である。
- とあるように、動潮は両説あることを説いているため、輪・楸の埋納法の相違が東密・台密の相違であると断言することはできないであろう。
- (15) 森雅秀『マンダラの密教儀礼』(春秋社・一九九七、七五頁〜一〇頁)
- (16) ヴァーリストナーガについては、森雅秀『ヴァーリストナーガに関する考察』(『東洋文化研究所紀要』一四二・二〇〇二)等に詳しい。
- (17) 「小野」を仁海とすることについては、『要法授訣鈔』卷中(吉祥院所藏写本・一四丁右)に、
- 此法雖_レ有二多種_一於_二醍醐_一用_二小野仁海_一伝_二。次_{題下有}小野_{仁海}傳也_也。
- 【和訳】この地鎮々壇法には多種あるが、醍醐では小野仁海の伝を用いる。(題の下に「小野伝」とある次第には諱が記されていないが、小野というのは仁海の

(ことである)

とあることによる。

- (18) 『諸尊要抄』 卷一五(大正七八・三三六頁中下)
- (19) 森郁夫氏前掲論文(八七頁)
- (20) 『要法授訣鈔』 卷中(吉祥院所蔵写本・一四丁左)
- (21) 『要法授訣鈔』 卷中(吉祥院所蔵写本・一四丁左)
- (22) 『厚造紙』・『秘鈔』の次第が同じであることは、高井観海『密教事相体系』(高井前智山化主著作刊行会・一九五三、九五〇頁)において既に指摘されている。
- (23) 現行『作法集』 卷下(一七頁)
- (24) 『要法授訣鈔』 卷中(吉祥院所蔵写本・一四丁左〜一五丁右)
- (25) 『作壇の儀礼』という表現は、智山伝法院選書『智山の真言③―胎蔵界念誦次第における真言の解説―』(智山伝法院・二〇一五、七一頁)に拠った。
- (26) 『青龍軌』 卷上(大正一八・一四五頁下)。尚、『胎蔵法』の次第を比較したものととして、高井前掲論著(三〇三頁)三三三頁)がある。これによると、空海の『胎蔵梵字次第』においても「勧請地神」が説かれていないが、この『胎蔵梵字次第』では、作壇の儀礼のうち、「勧請地神」のみならず「作壇」・「持地」も説かれておらず、『寛禪鈔』の作壇の儀礼と相違したため、扱うことはしなかった。
- (27) 『胎蔵界口伝鈔』 卷上(智積院所蔵十冊本・一五丁左)
- 【付記】 本稿執筆に際し、川崎大師教学研究所、ならびに吉祥院御山主布施浄慧師より、多大なるご高配を賜りました。衷心より深謝申し上げます。
- (キーワード) 地鎮々壇合作法 地鎮法 鎮壇法 『作法集』
- (28) 昭和三二年版『作法集』(二七頁)
- (29) 『厚造紙』(大正七八・二七八頁下)
- (30) 『寛禪鈔』 卷九二(大正図像五・三五五頁下〜三五六頁上)
- (31) 『地鎮祭文^并札次第』(川崎大師教学研究所蔵写本・二三頁)
- (32) 『要法授訣鈔』 卷中(吉祥院所蔵写本・一五丁右)
- (33) 『三宝院流洞泉相承口決』 卷一(真全三三・三三六頁下)
- (34) 高井前掲論著(九五六頁)、布施浄慧『作法集の研究』(『仏教文化論集』二・一九七七、一二二頁)
- (35) 『鎮壇法^{兼鎮々壇合作法}』(川崎大師教学研究所蔵写本・四頁)
- (36) 『寛禪鈔』 卷九二(大正図像五・三五六頁上)
- (37) 『要法授訣鈔』 卷中(吉祥院所蔵写本・一五丁右〜左)
- (38) 『要法授訣鈔』 卷中(吉祥院所蔵写本・一五丁左)
- (39) 『要法授訣鈔』 卷中(吉祥院所蔵写本・一四丁左)
- (40) 『寛禪鈔』 卷九二(大正図像五・三五六頁上)
- (41) 昭和三二年版『作法集』(二七頁)
- (42) 『不動安鎮儀軌』(大正二二・二九頁上)
- (43) 昭和三二年版『作法集』(三二頁)
- (44) 『寛禪鈔』 卷九二(大正図像五・三五二頁中)
- (45) 『伝流抄』 卷一〇(『伝法院流聖教』二(真言宗豊山派宗務所弘法大師千五十年御遠忌記念事業委員会・一九八二)所収、二三九頁上)